

天神二丁目中央地区地区計画内の建築物の各部分の高さ規制許可取扱い基準

1. 目的

この基準は天神二丁目中央地区地区計画内における建築基準法第68条の3第4項による許可にあたり取扱い基準を定めて審査を円滑に行うことを目的とする。

2. 許可要件

次の各号にそれぞれ適合する建築物

- (1) 地区計画に定められている地区整備計画の内容に適合するもの
- (2) 規定のセットバックを行い、かつ、前面道路幅員を16mとみなし算出する計画建築物立面投影面積が基準立体投影面積以下のもの
- (3) 敷地内に有効な空地が確保されていること等により、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないもの

3. 許可の特例

地区計画内の建築物で、上記2に適合するもので、次の各号の要件のいずれかに該当する場合は、建築審査会の同意を得たものとして処理し、その後の建築審査会に報告するものとする。

- (1) 敷地面積が1,000㎡未満
- (2) 上記2により許可を受けた建築物の増築又は改築

4. 許可申請書及び添付図書

申請者が建築基準法第68条の3第4項による許可を受けようとするときは、許可申請書正、副、2通にそれぞれ建築基準法施行規則第1条の3第1項表1(イ)項、(ロ)項及び表2(29)項に掲げる図書並びに天空遮蔽図を添えて提出しなければならない。

平成17年4月20日 建築審査会同意により同日から施行